



草加市監査委員告示第3号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月23日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 佐 藤 憲 和

令和5年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

市立病院

3 監査対象事務

令和4年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和3年度以前についても監査の対象としました。

4 監査期間

令和5年4月18日（火）から令和5年8月17日（木）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

市立病院は、地域の基幹病院として救急医療や高度医療を基盤に、地域医療連携の充実に寄与するとともに、24時間体制で診療を行う二次救急医療機関としての役割を担っており、診療部、心臓・脳血管センター、薬剤部、医療技術部、看護部、医療安全部、医療情報部、事務部で構成されています。また、事務を執り行う事務部については、経営管理課、施設管理課、医事課、地域医療連携相談室が置かれ、3課1室の体制となっています。

経営管理課においては、職員の給与、服務及び福利厚生に関する事務、予算、決算その他経理に関する事務、経営改善に関する事務を担っています。

施設管理課においては、施設等の維持管理に関する事務、施設業務等の契約に関する事務を行っています。

医事課においては、患者の受付、外来・入院に関する事務、診療報酬等請求及び収納に関する事務を行っています。

地域医療連携相談室においては、地域医療機関との連絡調整に関する事務、医療・福祉関連機関との連絡調整に関する事務を行っています。

令和4年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、一部に適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

契約行為に係る事務手続について【施設管理課】

契約行為に係る事務手続において、予算額を超過した金額で契約を締結しているもの、見積額と契約額の整合がとれていないもの等、一部適当でないと思われるものが見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則ですので、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

8 意見

市立病院は、現在地に移転してから19年が経過し、その間、地域の中核病院として住民への高度な医療の提供に大きく貢献してきました。ここ数年は新型コロナウイルス感染症が国内外で猛威を振るう中で、コロナ患者の受け入れやワクチン接種への対応など、コロナ対応に関する重点医療機関としての役割を大きく果たしてきました。近年の医療を取り巻く厳しい環境へ対応できているのも、医師、看護師、事務職員等を含むすべての医療

スタッフが市民からの期待に応えようと懸命に対応した結果であると思われまますので、引き続き高度で安全な医療を提供できるよう、地域の中核病院としての責務を果たしていくことを望みます。

今回の監査を通じ、契約行為に係る事務手続、決裁行為において、一部改善を要する内容のものが見受けられました。市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であることから、不明瞭な事務手続や日付の不整合等は市民に疑念を抱かれることにつながります。また市が行う決裁行為は、市としての意思決定及び意思表示をするもので、決裁区分が適切かどうか判断できないものがあつた際に、市民への説明責任が果たせなくなる恐れがあります。監査結果を踏まえ、事務の根拠を再確認し、適正な事務処理を行うことで盤石の体制を整え、事業の信頼性向上に努めてください。

市立病院が、昨今の多様化した医療ニーズに応えていくためには、令和5年3月に導入した手術支援ロボット「ダビンチ」をはじめとした高度な医療機器の導入やそれらを取扱う医師をはじめとした医療スタッフの技術向上に加え、草加八潮医師会、地域のかかりつけ医等との連携を更に強化することにより、二次医療機関として最適な医療サービスと高度な医療技術が提供できるよう尽力する必要があります。コロナ後の安定した収益確保の模索や医師の働き方改革など課題は山積していますが、経営の健全化を図りつつ、患者や市民の声を尊重し、地域住民における健康の維持・増進に寄与することを強く望みます。